

被災中小企業者等を応援します

最新の施策・情報をお届けしています

https://www.chusho.meti.go.jp/saigai/r6_noto_jishin/index.html (令和6年能登半島地震関連情報)

https://twitter.com/meti_chusho (中小企業庁X)

中小企業者等向け支援策 ガイドブック ver.09

被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

政府では「令和6年能登半島地震に係る被災中小企業・小規模事業者等支援本部」を設置し、被災された中小企業者等の皆さまが事業の復旧、再開を進めていく際のお力になれるよう、被災自治体とも連携し、最大限努力してまいります。

1月20日付けで、第9版を公表いたしました。是非ご活用ください。
今後も、施策内容の追加などがあるたび、順次、更新していきます。

令和7年1月

中小企業庁

<目次>

1. 事業継続・再開などについて相談したい

- (1) 特別相談窓口の設置..... 4
- (2) 各種資金繰りの申し込み、ご相談窓口..... 8
- (3) 復興支援アドバイザー制度(中小企業基盤整備機構)..... 10

2. 施設の復旧や事業再開などに使える補助制度について知りたい

- (1) 中小企業特定施設等災害復旧費補助金(なりわい再建支援事業)..... 11
- (2) なりわい再建資金利子補給事業..... 12
- (3) 被災商店街等再建支援事業..... 13
- (4) 仮施設整備支援事業(中小企業基盤整備機構)..... 14
- (5) 小規模事業者持続化補助金(災害支援策)..... 15
※本事業は、販路開拓にもご利用できます。
- (6) 被災地向け共同・協業販路開拓支援補助金..... 16
- (7) 伝統的工芸品産業支援補助金(災害復興事業)..... 17

3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

- (1) 被災中小企業者向けの当面の貸付業務について(政府系金融機関)..... 19
- (2) 令和6年能登半島地震特別貸付(日本政策金融公庫)..... 20
- (3) セーフティネット保証4号(能登半島地震)(信用保証制度)..... 21
- (4) 災害関係保証(能登半島地震)(信用保証制度)..... 22
- (5) ゼロゼロ融資等のリスケ時の保証料補助..... 23
- (6) 伴走支援型特別保証(コロナ借換保証)..... 23
- (7) 小規模事業者経営改善資金(能登半島地震)(日本政策金融公庫)..... 24
- (8) 小規模企業共済による貸付..... 25
- (9) 二重債務問題の対策..... 27

4. 下請け取引のトラブル等が不安

- (1) 下請取引に係る配慮要請について..... 29
- (2) 官公需における配慮要請について..... 30

5. 従業員の休業や離職に関する手当を知りたい

- (1) 失業手当の特例について..... 31
- (2) 雇用調整助成金の特例(能登半島地震)..... 36

6. 廃棄物の処理に対する支援を知りたい

- (1) 公費解体制度..... 39

7. 税金の申告・納付期限の延長等について知りたい

- (1) 国税の申告・納付期限の延長等について..... 40
- (2) 地方税の減免措置等..... 41

- (参考) 令和6年能登半島地震にかかる災害救助法適用地域..... 42

1.(1) 特別相談窓口の設置(石川県)

石川県、富山県、福井県、新潟県の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、よろず支援拠点、下請かけこみ寺、及び全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構関東本部、中小企業基盤整備機構北陸本部、関東経済産業局、中部経済産業局、近畿経済産業局に特別相談窓口を設置しております。

なお、相談内容が具体的な融資の場合は日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、保証の場合は信用保証協会にご相談ください。

◇ 令和6年能登半島地震による災害に関する特別相談窓口一覧

都道府県	機関名	支店名		連絡先
石川県	日本政策金融公庫	金沢支店	中小企業事業	076-231-4275
石川県	日本政策金融公庫	金沢支店	国民生活事業	0570-045202
石川県	日本政策金融公庫	小松支店	国民生活事業	0570-045445
石川県	商工中金	金沢支店		076-221-6141
石川県	石川県信用保証協会			076-222-1550
石川県	金沢商工会議所			076-263-1151
石川県	小松商工会議所			0761-21-3121
石川県	七尾商工会議所			0767-54-8888
石川県	輪島商工会議所			0768-22-7777
石川県	加賀商工会議所			0761-73-0001
石川県	珠洲商工会議所			0768-82-1115
石川県	白山商工会議所			076-276-3811
石川県	石川県商工会連合会			076-268-7300
石川県	石川県中小企業団体中央会			076-267-7711
全国	全国商店街振興組合連合会			03-3553-9300
石川県	石川県よろず支援拠点			076-267-6711
石川県	下請かけこみ寺			0120-418-618
北陸	中小機構 北陸本部 企業支援部 企業支援課			076-223-5546
中部	中部経済産業局 産業部中小企業課			052-951-2748

※ 回線不通のため、復旧及び体制が整い次第対応する窓口あり

1.(1) 特別相談窓口の設置(富山県)

◇ 令和6年能登半島地震による災害に関する特別相談窓口一覧

都道府県	機関名	支店名		連絡先
富山県	日本政策金融公庫	富山支店	中小企業事業	076-442-2483
富山県	日本政策金融公庫	富山支店	国民生活事業	0570-044686
富山県	日本政策金融公庫	高岡支店	国民生活事業	0570-045028
富山県	商工中金	富山支店		076-444-5121
富山県	商工中金	高岡支店		0766-25-5431
富山県	富山県信用保証協会			076-423-3171
富山県	富山商工会議所			076-423-1111
富山県	高岡商工会議所			0766-23-5000
富山県	氷見商工会議所			0766-74-1200
富山県	射水商工会議所			0766-84-5110
富山県	魚津商工会議所			0765-22-1200
富山県	砺波商工会議所			0763-33-2109
富山県	滑川商工会議所			076-475-0321
富山県	黒部商工会議所			0765-52-0242
富山県	富山県商工会連合会			076-441-2716
富山県	富山県中小企業団体中央会			076-424-3686
全国	全国商店街振興組合連合会			03-3553-9300
富山県	富山県よろず支援拠点			076-444-5605
福井県	下請かけこみ寺			0120-418-618
北陸	中小機構 北陸本部 企業支援部 企業支援課			076-223-5546
中部	中部経済産業局 産業部中小企業課			052-951-2748

1.(1) 特別相談窓口の設置(福井県)

◇ 令和6年能登半島地震による災害に関する特別相談窓口一覧

都道府県	機関名	支店名		連絡先
福井県	日本政策金融公庫	福井支店	中小企業事業	0776-33-0030
福井県	日本政策金融公庫	福井支店	国民生活事業	0570-045462
福井県	日本政策金融公庫	武生支店	国民生活事業	0570-045515
福井県	商工中金	福井支店		0776-23-2090
福井県	福井県信用保証協会			0776-33-8312
福井県	福井商工会議所			0776-36-8111
福井県	敦賀商工会議所			0770-22-2611
福井県	武生商工会議所			0778-23-2020
福井県	大野商工会議所			0779-66-1230
福井県	勝山商工会議所			0779-88-0463
福井県	小浜商工会議所			0770-52-1040
福井県	鯖江商工会議所			0778-51-2800
福井県	福井県商工会連合会			0776-23-3624
福井県	福井県中小企業団体中央会			0776-23-3042
全国	全国商店街振興組合連合会			03-3553-9300
福井県	福井県よろず支援拠点			0776-67-7402
福井県	下請かけこみ寺			0120-418-618
北陸	中小機構 北陸本部 企業支援部 企業支援課			076-223-5546
近畿	近畿経済産業局 産業部中小企業課			06-6966-6024

1. 特別相談窓口の設置(新潟県)

◇ 令和6年能登半島地震による災害に関する特別相談窓口一覧

都道府県	機関名	支店名		連絡先
新潟県	日本政策金融公庫	新潟支店	中小企業事業	025-244-3122
新潟県	日本政策金融公庫	新潟支店	国民生活事業	0570-018548
新潟県	日本政策金融公庫	長岡支店	国民生活事業	0570-020295
新潟県	日本政策金融公庫	高田支店	国民生活事業	0570-020527
新潟県	日本政策金融公庫	三条支店	国民生活事業	0570-021403
新潟県	商工中金	新潟支店		025-255-5111
新潟県	商工中金	長岡支店		0258-35-2121
新潟県	新潟県信用保証協会			025-210-5141
新潟県	糸魚川商工会議所			025-552-1225
新潟県	新潟商工会議所			025-290-4411
新潟県	上越商工会議所			025-525-1185
新潟県	長岡商工会議所			0258-32-4500
新潟県	柏崎商工会議所			0257-22-3161
新潟県	三条商工会議所			0256-32-1311
新潟県	新発田商工会議所			0254-22-2757
新潟県	新津商工会議所			0250-22-0121
新潟県	燕商工会議所			0256-63-4116
新潟県	小千谷商工会議所			0258-81-1300
新潟県	村上商工会議所			0254-53-4257
新潟県	十日町商工会議所			025-757-5111
新潟県	新井商工会議所			0255-72-2425
新潟県	加茂商工会議所			0256-52-1740
新潟県	五泉商工会議所			0250-43-5551
新潟県	亀田商工会議所			025-382-5111
新潟県	新潟県商工会連合会			025-283-1311
新潟県	新潟県中小企業団体中央会			025-267-1100
全国	全国商店街振興組合連合会			03-3553-9300
新潟県	新潟県よろず支援拠点			025-246-0058
新潟県	下請かけこみ寺			0120-418-618
関東	中小機構 関東本部 企業支援部 企業支援課			03-5470-1620
関東	関東経済産業局 産業部中小企業課			048-600-0321

1.(2) 各種資金繰りの申し込み、ご相談窓口

◇ 資金繰り(融資制度)の申し込み、ご相談窓口

- 日本政策金融公庫 平日・土日祝日
- | | | | |
|------|--------|--------------|----------------------|
| 新潟支店 | 中小企業事業 | 025-244-3122 | (9時～17時) |
| 新潟支店 | 国民生活事業 | 0570-018548 | (9時～17時) |
| 長岡支店 | 国民生活事業 | 0570-020295 | (9時～17時) |
| | | | (窓口休業:12時～13時) |
| 高田支店 | 国民生活事業 | 0570-020527 | (9時～17時) |
| | | | (窓口休業:11時30分～12時30分) |
| 三条支店 | 国民生活事業 | 0570-021403 | (9時～17時) |
| | | | (窓口休業:11時30分～12時30分) |
| 富山支店 | 中小企業事業 | 076-442-2483 | (9時～17時) |
| 富山支店 | 国民生活事業 | 0570-044686 | (9時～17時) |
| 高岡支店 | 国民生活事業 | 0570-045028 | (9時～17時) |
| | | | (窓口休業:12時～13時) |
| 金沢支店 | 中小企業事業 | 076-231-4275 | (9時～17時) |
| 金沢支店 | 国民生活事業 | 0570-045202 | (9時～17時) |
| 小松支店 | 国民生活事業 | 0570-045445 | (9時～17時) |
| | | | (窓口休業:12時～13時) |
| 福井支店 | 中小企業事業 | 0776-33-0030 | (9時～17時) |
| 福井支店 | 国民生活事業 | 0570-045462 | (9時～17時) |
| 武生支店 | 国民生活事業 | 0570-045515 | (9時～17時) |
| | | | (窓口休業:12時～13時) |

※日本政策金融公庫では、1月中は、休日電話相談を実施いたします。(1月以降は未定)

- 商工組合中央金庫 平日
- | | | |
|------|--------------|----------|
| 新潟支店 | 025-255-5111 | (9時～17時) |
| 長岡支店 | 0258-35-2121 | (9時～17時) |
| 富山支店 | 076-444-5121 | (9時～17時) |
| 高岡支店 | 0766-25-5431 | (9時～17時) |
| 金沢支店 | 076-221-6141 | (9時～17時) |
| 福井支店 | 0776-23-2090 | (9時～17時) |
- 土日祝日
- | | | |
|--|--------------|----------|
| | 0120-542-711 | (9時～17時) |
|--|--------------|----------|

◇ 資金繰り(保証制度)の申し込み、ご相談窓口

- | | | | |
|----------------------------|------|--------------|--------------------------|
| ➤ 新潟県信用保証協会 | 本店 | 保証第一課 | 025-210-5151 |
| | | 保証第二課 | 025-210-5152 |
| | | 保証第三課 | 025-210-5150 |
| | 長岡支店 | 保証第一課、保証第二課 | 0258-35-5714 |
| | 県央支店 | 保証課 | 0256-33-6661 |
| | 上越支店 | | 025-523-7225 |
| | 佐渡支店 | | 0259-57-2011 |
| ※開設時間はいずれも、平日の8時45分～17:20分 | | | |
| ➤ 富山県信用保証協会 | 平日 | 保証課 | 076-423-3176 (9時～17時15分) |
| | | 創業・経営支援課 | 076-403-5816 (9時～17時15分) |
| ➤ 石川県信用保証協会 | 平日 | 保証課 | 076-222-1522 (9時～17時10分) |
| | | 経営支援課 | 076-222-1550 (9時～17時10分) |
| ➤ 福井県信用保証協会 | 平日 | 経営支援・保証一課、二課 | 0776-33-8312 (9時～20時※) |
| | 土日祝日 | 経営支援・保証一課、二課 | 0776-33-8312 (9時～17時※) |
| ※平日の17時以降及び土日祝日の相談は要予約 | | | |

1.(3) 復興支援アドバイザー制度 (中小企業基盤整備機構)

令和6年能登半島地震により被害を受けた新潟県、富山県、石川県及び福井県の中小企業者等に、企業経営や店舗経営の経験者や中小企業診断士、公認会計士、税理士等の様々な分野の専門家を無料で派遣し、今後の中小企業者等の事業再建に向けた支援を行います。

対象者

新潟県、富山県、石川県及び福井県の被災中小企業者・中小企業支援機関等

実施内容

事業計画の作成や事業運営等に係るアドバイスをを行います。また、被災した中小企業者等に直接お伺いすることも可能です。

さらに、自治体や支援機関の皆様が実施する経営相談、各種助成事業の勉強会などの支援活動と連携する形で、各分野の専門家を活用していただくことで、被害を受けた中小企業者等に対して、よりきめ細やかな支援を行います。

派遣にかかる費用

無料。なお、複数回の派遣も可能です。

お申し込み・問い合わせ先

【関東本部(対象地域:新潟県)】

- ・派遣窓口: 中小企業大学校三条校
- ・電話: 0256-47-1188(復興支援専用)
- ・e-mail : bcn-kanto@smrj.go.jp
- ・住所: 〒955-0025 新潟県三条市上野原 570

【北陸本部(対象地域:富山県・石川県・福井県)】

- ・派遣窓口: 企業支援部企業支援課
- ・電話: 076-223-5546(ダイヤルイン)
- ・e-mail : fukkou-hokuriku@smrj.go.jp
- ・住所: 〒920-0031 石川県金沢市広岡 3-1-1 金沢パークビル 10 階

2. (1) 中小企業特定施設等災害復旧費補助金(なりわい再建支援事業)

事業目的

令和6年能登半島地震等により大きな被害を受けた地域を対象に、中小企業等が行う施設復旧等の費用を補助。これにより、被災地域の速やかな復興の実現を目指す。

対象事業者

石川県、富山県、福井県、新潟県に所在する、令和6年能登半島地震等*の被害を受けた中小企業・小規模事業者等

※石川県では令和6年奥能登豪雨で被害を受けた6市町(七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町)の中小企業者等も補助対象

補助率

- ・中小企業・小規模事業者:3/4以内、一部定額補助
- ・中堅企業等:1/2以内、一部定額補助

補助上限

- ・石川県内の事業者:15億円、一部5億円まで定額補助*
 - ・富山県、福井県、新潟県内の事業者:3億円、一部1億円まで定額補助
- ※過去数年以内の被災かつ復興途上である等の要件を満たす場合

対象経費

工場・店舗などの施設、生産機械などの設備の復旧費用等

※特例として令和6年1月1日の能登半島地震による災害発生以降で、交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、適正と認められる場合には補助金の対象となります。

公募期間

公募期間等の詳細は、各県 HP をご確認ください。

石川県:<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/keieishien/nariwai.html>

富山県:https://www.pref.toyama.jp/1300/sangyou/shoukougensetsu/shoukougyou/nariwai/nariwai_top.html

福井県:<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sinsan/nariwai.html>

新潟県:<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/chiikishinko/nariwai.html>

問い合わせ先

石川県内の事業者:金沢事業者支援センター 0120-867-100

富山県内の事業者:被災事業者復旧等支援窓口 076-444-3962

福井県内の事業者:福井県産業労働部経営改革課 0776-20-0367

新潟県内の事業者:新潟県なりわい再建支援補助金事務局 025-288-6035

2.(2) なりわい再建資金利子補給事業

事業目的 令和6年能登半島地震等により大きな被害を受けた地域を対象に、中小企業等が行う施設復旧等の費用を補助するなりわい再建支援事業を措置しているところ、当該事業を活用する事業者の中には、資金繰りが困難な者も存在することから、事業者負担分の資金繰り支援を行い、被災地域の速やかな復興の実現を目指す。

対象事業者 令和6年能登半島地震等に被災し、なりわい再建支援事業(A類型)を活用し、復旧事業を実施する方
※なりわい再建支援補助金の交付確定通知の発行を受けた方で、補助金の自己負担分について以下の対象貸付を借り入れた方が対象です。

対象貸付 政府系金融機関による特別貸付及び石川県による制度融資
※政府系金融機関による特別貸付は、株式会社日本政策金融公庫が行う「令和6年能登半島地震特別貸付(国民生活事業)及び令和6年能登半島地震特別貸付(中小企業事業)」をいう。

利子補給期間 対象貸付に対し、貸付後3年間

公募期間 令和6年12月26日から令和7年1月20日まで
※石川県制度融資を活用された方は特段の申請は不要です。
※詳細は以下の石川県HPをご確認ください。

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/keieishien/nariwai_rishihokyu.html

問い合わせ 〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課 金融グループ
076-225-1522

2.(3) 被災商店街等再建支援事業

令和6年能登半島地震の影響を受けた地域の商店街等が行うアーケード・街路灯等の復旧や集客イベントの開催等賑わいの創出を図るための取組を支援します。

【商店街災害復旧事業(3次公募)】

対象事業者 令和6年能登半島地震により被害を受けた石川県能登6市町(※)に所在する商店街等組織

※七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町(以下、能登6市町)

補助率 3/4(国 1/2、県 1/4)

対象経費 被災したアーケードの撤去・改修、共同施設の改修・建替え、街路灯等の設備の改修等(資材・工事費、設備の調達や移転設置費、取壊し・撤去費、整地、排土費を含む)

交付申請受付期間

令和6年12月23日(月)～令和7年1月22日(水)

【商店街にぎわい創出事業(4次公募)】

対象事業者 令和6年能登半島地震の影響を受けた地域のうち、石川県内における下記事業者を補助対象とする

- ① 能登6市町に所在する商店街等組織
- ② ①と石川県(能登6市町を除く)に所在する商店街等組織との連携体
- ③ ①又は②と民間事業者との連携体

補助率 10/10(定額)、補助上限100万円(下限30万円)

対象経費 商店街等のにぎわいを取り戻すための事業の実施にかかる費用(謝金、設営費、運搬費、備品費、借料・損料、消耗品費、印刷製本費、広報費、委託費、外注費、補助員人件費など)

公募期間

令和6年12月23日(月)～令和7年1月22日(水)

問い合わせ先

石川県商工労働部経営支援課 076-225-1521

商店街災害復旧事業

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/keieishien/hukkyuu_shotengai.html

商店街にぎわい創出事業

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/keieishien/hisai_shotengai.html

2.(4) 仮施設整備支援事業 (中小企業基盤整備機構)

令和6年1月能登半島地震で被害を受けた新潟県・富山県・福井県・石川県及び当該各県内の自治体が行う仮施設(早期の事業活動再開を希望する中小企業が入居する店舗、事務所等の集合型仮施設)の整備を、中小機構が助成・協力します。

助成の要件

1) 仮施設への入居要件等

災害により事業場・周辺インフラが損壊し、本復旧に相当期間着手できない状況にある被災中小企業者。※一つの仮施設に複数の被災事業者が入居することが必須

2) 用途・面積等

①事業者1区画、被災前の事業場の面積又は100㎡のいずれか低い方を上限とします。

②ただし、伝統的な技術等を用いて製造される伝統的工芸品を将来に存続させることの重要性に鑑み、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」第2条の規定に基づく指定を受けた工芸品の製造を行うための工房として使用する場合にあっては、①の規定にかかわらず、100㎡は200㎡とします。

③一つの区画に複数の被災事業者が入居する「共同利用」も可能です。

3) 仮施設の敷地(用地)の要件

原則、公共用地とします。(民有地を各自治体が借地することでも可。)

4) 仮施設の主な仕様

建築躯体 :原則 プレハブ工法 又は ユニット工法 平屋又は2階建 等

助成の要件

次の1)又は2)について、その全額(10/10)を中小機構が各自治体に助成します。

1) 仮施設を施工業者との「工事契約」により整備する場合

* 設計費(測量、地盤調査含む) * 建築確認申請等の手数料 * 施設工事費

※なお、撤去費は助成対象外となります。

2) 施工者等が整備する仮施設の貸与を受ける場合(リース方式)

* 貸与期間のリースの費用全額(内訳は、設計費、手数料、施設工事費、撤去費)

※なお、1)及び2)とも、事業用設備、動産等は助成対象外となります。

申請期限

令和8年2月27日(金)まで(※1年間延長しております。)

(交付決定の翌日から1年以内に「助成事業完了報告書」を提出する必要あり)

問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 災害対策支援部災害対策支援課

住所:東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル 電話:03-5470-1501(ダイヤルイン)

2.(5) 小規模事業者持続化補助金(災害支援枠)

事業目的	令和6年能登半島地震・令和6年奥能登豪雨により、石川県・富山県・福井県・新潟県において、観光業・サービス業・製造業等の小規模事業者が、顧客や販路を喪失するという状況に直面している。被災4県に所在する小規模事業者が、事業の再建に向けた経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む新たな事業や販路開拓等を支援する。
対象事業者	令和6年能登半島地震等で、以下のいずれかの被害を受けた小規模事業者 ※第2次公募より、持続化補助金の他類型を活用している方も、災害支援策の申請が可能となりました。 ①直接的な被害(自社の事業用資産が直接的な被害を受けた事業者) →自治体が発行した事業所・事業資産等が罹災したことが分かる公的書類(例:罹災(被災)証明書等) ②間接的な被害(令和6年1月から公募申請締切り月の1か月前までの任意の1か月の売上高が、前年同期と比較して20%以上減少した事業者。) →セーフティネット保証4号認定書、もしくは自治体独自に発行した売上減少の証明書等
補助率	・2/3以内 または 定額* (※過去数年以内の被災かつ復興途上である等の要件を満たす場合)
補助上限	①直接被害事業者: 200万円 ②間接被害事業者: 100万円
対象経費	機械装置費等、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費(オンラインによる展示会・商談会等を含む)、旅費、新商品開発費、資料購入費、借料、設備処分費、委託・外注費、車両購入費、施設・設備の修繕費
公募期間	事務局公募中につき、新事務局決定後お知らせいたします。
問い合わせ先	事務局公募中につき、新事務局決定後お知らせいたします。

2.(6) 被災地向け共同・協業販路開拓支援補助金

事業概要	地域に根付いた企業の販路開拓を支援する機関(以下「地域振興等機関」)が、被災区域4県(石川県、富山県、福井県、新潟県)の中小企業・小規模事業者等(以下「参画事業者」)を10者以上集め、展示会や商談会、催事販売、マーケティングの拠点を活用し、参画事業者の事業再建に寄与する取組について支援する。
対象事業者	<p>●地域振興等機関 地域に根付いた企業の販路開拓を支援する機関</p> <p>●参画事業者 中小企業基本法で定める中小企業者・小規模企業者に該当する者。 <u>ただし、被災4県(石川県、富山県、福井県、新潟県)の事業再建に寄与しない中小企業・小規模事業者は参画事業者として認められません。</u></p> <p>※申請者は地域振興等機関となります。 参画事業者(10社以上)を集めて申請を行って下さい。</p>
補助率	参画事業者は2/3、地域振興機関は定額
補助上限	5,000万円
対象経費	会場の設営費・内装等の工事費、会場借料、機器・機材の借料、広報費、旅費など
公募期間	令和6年6月18日(火)～令和6年7月12日(金)
問い合わせ先	共同・協業販路開拓支援補助金事務局 電話:03-6206-3170 https://www.shokokai.or.jp/kyodokyogyo/s_sien/index.html

2.(7) 伝統的工芸品産業支援補助金(災害復興事業)

令和6年能登半島地震または低気圧と前線による大雨に伴う災害の被害を受けた伝統的工芸品製造者等の事業再開を支援するため、伝統的工芸品製造に必要なとなる窯、ろくろ、道具等の購入・修繕、原材料の確保及び試作・製作に係る経費を補助します。

補助対象者 令和6年能登半島地震(被災県:石川県、富山県、新潟県、福井県)または前線による大雨に伴う災害(被災地域:石川県内輪島市、七尾市等6市町)にて被災し、生産設備等が当該災害により被害を受けた、
①伝統的工芸品を製造する製造事業者
②伝統的工芸品の製造事業者等のグループ及び製造協同組合等

補助対象経費 ①伝統的工芸品の製造を再開するために必要な設備・機器(窯、ろくろ、道具等)などの購入費及び修繕費
②伝統的工芸品の製造を再開するために必要な原材料の購入費及び型式の試作・制作費

補助上限・補助率 1,000万円・補助率 3/4

公募期間 令和6年12月13日(金)～令和7年2月21日(金)17:00まで

問い合わせ先 (新潟県) 関東経済産業局 産業部 流通・サービス産業課地域ブランド展開支援室
[TEL:048-600-0314\(直\)](tel:048-600-0314) メール:bzl-kanto-densan@meti.go.jp
(石川県・富山県) 中部経済産業局 産業部 製造産業課
[TEL:052-951-2724\(直\)](tel:052-951-2724) メール:bzl-chb-seikatsu@meti.go.jp
(福井県) 近畿経済産業局 産業部 製造産業課
[TEL:06-6966-6022\(直\)](tel:06-6966-6022) メール:bzl-kin-densan@meti.go.jp

相談・申請サポート(無料)

- 補助金の概要がわからない。どうやって申請していいのかわからないなどの相談から、申請に係る具体的なサポートをします。
- 事業所等にとっての対応はもちろんのこと、電話、メール、オンラインでの対応も可能です。

【お問い合わせ先】（相談・申請サポートを行う担当者にご連絡ください。）

(新潟県)

●^{きょうもり}京盛 090-6718-1250

(石川県)

●^{さいじょう}才上 090-4827-2702 ●増田 080-4050-2288

(富山県)

●磯山 080-5696-8347

(福井県)

●藤本 080-5534-0582

サポートサービス窓口メールアドレス

support@kougei.or.jp

事業実施主体:一般財団法人 伝統的工芸品産業振興協会(担当:丸山)

電話:03-5785-1001 (内線)4番

3. (1) 被災中小企業者向けの当面の貸付業務について (政府系金融機関)

被災された中小企業・小規模事業者の資金繰りに関し、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会では、

- 窓口における親身な対応
- 適時適切な貸出
- 担保徴求の弾力化
- コロナ融資をはじめとする既往債務に係る返済猶予等の条件変更

について、個別企業の実情に応じた柔軟な対応に努めております。

3.(2) 令和6年能登半島地震特別貸付 (日本政策金融公庫)

- 対象者**
- ① 被災4県に事業所を有し、直接被害を受けた中小企業者^{※1,2}
 - ② ①の事業活動に依存し、間接被害を受けた中小企業者
 - ③ 今般の地震の影響により、業況が悪化している中小企業者^{※3}

※1：原則、罹災証明書等が必要（自治体が発行する被災の届出があったことを証明する「被災届出証明書」に加えて、被災の事実を確認する写真等を添付するものも含む）

※2：停電等による在庫品被害も含む

※3：風評被害等による影響を含む

- 金利**
- ①の方[☞]当初3年間は所定の金額^{※4}を限度に、災害金利^{※5}▲0.9%
貸付後4年目以降は災害金利▲0.5%
 - ②の方[☞]災害金利、③の方[☞]基準金利（中小企業者の状況により変動）^{※6}

※4：(国民事業)3,000万円、(中小事業)1億円

所定の金額を上回る場合は災害金利▲0.5%

※5：令和7年1月現在、貸付期間5年(国民事業、中小事業ともに)1.65%

※6：令和7年1月現在、貸付期間5年(国民事業)2.30%、(中小事業)1.65%

- 融資限度額**
- ①及び②の方[☞] (国民事業)上乗せ6,000万円、(中小事業)3億円
 - ③の方[☞] (国民事業)別枠4,800万円、(中小事業)7.2億円

貸付期間 設備資金20年以内、運転資金15年以内(据置期間5年以内)

3.(3) セーフティネット保証4号(能登半島地震) (信用保証制度)

制度概要

自然災害等により経営の安定に支障を生じている中小企業者に対し通常の保証限度額とは別枠で借入債務の100%を保証する制度。

制度内容

- ①保証限度額 2.8億円(うち、無担保 8,000万円)
 - ・ 一般保証と別枠
 - ・ 融資額の全額を保証
- ②保証料率 保証協会所定(石川県、富山県とも0.8%)
- ③資金使途 経営の安定に必要な資金
- ④保証期間 個別に保証協会にご相談下さい。
- ⑤保証人 原則第三者保証人は不要。

本制度の対象者

指定を受けた災害(P47 参照)の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高又は販売数量(建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。)が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。(売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)

お申し込み先

信用保証協会(P9参照)にお申し込み下さい。

3.(4) 災害関係保証(能登半島地震) (信用保証制度)

制度概要

激甚災害の直接被害を受けた中小企業者に対して、一般保証及びセーフティネット保証の保証限度額とは別枠で借入金の100%を保証する制度。

制度内容

- ①保証限度額 2.8億円(うち、無担保 8,000 万円)
※一般、セーフティネット枠とは別枠であり、合わせると 8.4 億円
(うち、無担保 2.4 億円)
- ②保証割合 100%
- ③保証料率 保証協会所定(石川県0.7%、新潟県、富山県、福井県は 0.8%)
- ④資金使途 事業の再建に必要な資金
- ⑤保証期間 個別に保証協会とご相談下さい。
- ⑥保証人 原則第三者保証人は不要。

本制度の対象者

災害救助法の適用を受けた地域(P47 参照)に事業所を有し、直接被害を受けた中小企業者

※罹災証明書等が必要となります。罹災証明書の取得が困難な事業者においては、自治体が発行する被災の届出があったことを証明する「被災届出証明書」などに加えて、原則、金融機関による被災の事実を確認する写真等の添付でもご利用いただけます。

お申し込み先

信用保証協会(P9参照)にお申し込み下さい。

3.(5) ゼロゼロ融資等のリスケ時の保証料補助

石川県内の災害救助法適用地域に事業所を有し、今般の地震で直接被害を受けた事業者を対象に、ゼロゼロ融資等の既存債務を条件変更する際に生じる信用保証料をゼロにします。

※申込日にかかわらず発災(令和6年1月1日)以降に遡って適用します

3.(6) 伴走支援型特別保証(コロナ借換保証)

伴走支援型特別保証の利用時の要件に災害関係保証(7.を参照)も追加することで、事業再建に必要な資金を借入れする際の保証料を0.2%まで引下げるとともに、石川県内の災害救助法適用地域に事業所を有し、今般の地震で直接被害を受けた事業者を対象に、後日正式な提出が前提で申込時点で記載できる範囲での計画書の提出を可能としています。

3.(7) 小規模事業者経営改善資金(能登半島地震) (日本政策金融公庫)

対象者

令和6年能登半島地震または低気圧と前線による大雨に伴う災害によって
直接被害(※)を受けた被災4県の小規模事業者、
または直接被害を受けた方の事業活動に依存し、間接被害を受けた小規模事業者
(※)停電等による在庫品、生産・営業設備の被害も含む。

金利

当初3年間、本体枠の貸付金利 1.65%(令和7年1月6日現在)より

直接被害:▲0.9%、間接被害:▲0.5%

※直接被害の場合は、罹災証明書等が必要(停電等による被害者を除く)。
(罹災証明書等は状況により事後提出可)

※間接被害の場合は、商工会・商工会議所等が発行する被害証明書が必要。

融資限度額

別枠1,000万円

貸付期間

運転資金7年以内、設備資金10年以内

据置期間

運転資金1年以内、設備資金2年以内

担保等

無担保・無保証人

経営指導

原則6か月以上、商工会等の経営指導を受けること

問い合わせ先

最寄りの商工会・商工会議所(P4~7)にご相談ください。

3.(8) 小規模企業共済による貸付

①特例災害時貸付(能登半島地震)

今般の地震により被害を受けた小規模企業共済契約者に対し、(独)中小企業基盤整備機構において、特例災害時貸付の実施及び災害時貸付等の要件の緩和を行っています。詳細は[中小機構 HP](#)を参照ください。

特例災害時貸付

災害救助法適用地域にある事業所等に直接の被害*を受けた共済契約者に対し、納付した掛金の額に応じて最大2,000万円の無利子貸付を行う制度です。

事業所等に直接の被害を受けた旨の証明(罹災証明・被災証明等:市・町・村、または被災証明願:商工会、商工会議所、中小企業団体中央会等)が必要となります。

※事業所等の直接の被害とは、事業所又はその契約者事業の主要な資産について、全壊・流失・半壊、その他これらに準じる被害を受けていることをいいます。

- (1)貸付利率 : 無利子
- (2)貸付限度額 : 2,000万円(ただし、共済契約が解除された場合に支払われる解約手当金の範囲内(50万円以上で5万円の倍数となる額)です。なお、貸付限度額は、他の貸付制度と併せて3,000万円までです。)
- (3)償還期間 : ①貸付金額が500万円以下の場合は4年(据置期間 12ヶ月を含む。)
②貸付金額が505万円以上の場合は6年(据置期間 12ヶ月を含む。)
- (4)据置期間の設定 : 据置期間12ヶ月
- (5)償還方法 : 6ヵ月ごとの元金均等割賦償還
- (6)担保、保証人 : 不要

災害時貸付等については次のページを参照ください。

3.(8) 小規模企業共済による貸付

②特別貸付(能登半島地震)

特別貸付

○災害時貸付

災害により被害を受けたため経営の安定に支障が生じた場合に事業資金を貸付ける制度です。災害の影響により、次のいずれかの要件に該当し、その旨の証明(罹災証明・被災証明等:市・町・村、または被災証明願:商工会、商工会議所、中小企業団体中央会等)が必要となります。

- ① 事業所又はその契約者事業の主要な資産について、全壊、流失、半壊、その他これらに準じる損害を受けていること。
- ② 当該災害の影響を受けた後、又は、取引先が被災したことの影響を受けた後、原則として1ヵ月間の売上高が前年同月に比して減少することが見込まれること。

○緊急経営安定貸付

災害の影響による一時的な売上の減少により、資金繰りに著しい支障をきたしている共済契約者に経営の安定を図るための事業資金を貸付ける制度です。

災害の影響により、1ヵ月間の売上高が前年同月に比して急激に減少することが見込まれる旨の証明(要件確認書:商工会、商工会議所、中小企業団体中央会等、青色申告会等)が必要となります。

特別貸付の貸付要件は次のとおりです。

- (1) 貸付限度額 : 1,000万円(ただし、共済契約が解除された場合に支払われる解約手当金の範囲内(50万円以上で5万円の倍数となる額)です。なお、貸付限度額は、他の貸付制度と併せて2,000万円までです。)
- (2) 貸付利率 : 年0.9%(令和6年1月11日現在)
- (3) 貸付期間 : ① 貸付金額が500万円以下の場合は3年
② 貸付金額が505万円以上の場合は5年
- (4) 償還方法 : 6ヵ月ごとの元金均等割賦償還
- (5) 担保、保証人 : 不要

※この他、小規模企業共済では、「契約者貸付けの延滞利子の免除」、「掛金の納付期限の延長等」、「分割共済金受給者の一括支給(繰上支給)対応」、「手続・書類運用の弾力化」等の措置を講じております。

(詳細は、<https://www.smrj.go.jp/kyosai/info/aihbak0000001upn.html> 参照)

問い合わせ先

中小企業基盤整備機構 共済相談室(コールセンター)

電話: 050-55541-7171

受付時間: 9:00~17:00(平日)

3.(9) 二重債務問題の対策

①能登半島地震復興支援ファンドの設立

令和6年能登半島地震で被災した事業者の二重債務問題に対応するため、REVIC 及び中小機構は、石川県や地域金融機関等と共同で、「能登半島地震復興支援ファンド」を設立します。

支援対象となり得る事業者

七尾市・輪島市・珠洲市・志賀町・穴水町・能登町に所在する中小企業・小規模事業者等であって、令和6年能登半島地震・令和6年9月11日に発生した低気圧と前線による大雨に伴う災害で被災した事業者

支援内容

ファンドによる金融機関等の債権買取・出資

問い合わせ先

能登産業復興相談センター

住所:石川県七尾市三島町 70-1 七尾商工会議所内 302 会議室

TEL:0767-58-5008

※詳細はニュースリリースをご確認ください。

<https://www.meti.go.jp/press/2023/03/20240329009/20240329009.html>

能登産業復興相談センター 奥能登サテライトオフィス

住所:石川県輪島市三井町洲衛 10-11-1 能登空港内 1階

TEL:0768-23-4707

※詳細はニュースリリースをご確認ください。

<https://www.meti.go.jp/press/2024/05/20240524001/20240524001.html>

3.(9) 二重債務問題の対策

②能登産業復興相談センターの開設

能登半島地震により被害を受けた事業者の皆さまの二重債務問題解消のために、能登半島地震復興支援ファンドによる債権買取に向けた事業計画策定や金融機関の合意形成などを支援します。

あわせて、震災の影響により業況が悪化している事業者の皆さまの事業再生を支援するとともに、経営課題や資金繰り等のご相談に対応いたします。

対象者

七尾市・輪島市・珠洲市・志賀町・穴水町・能登町に所在する中小企業・小規模事業者等であって、令和6年能登半島地震・令和6年9月11日に発生した低気圧と前線による大雨に伴う災害で被災した事業者

支援内容

原則無料で、早期の事業再開に向けたアドバイスや幅広いサポートを行います。

- ① 能登半島地震復興支援ファンドによる債権買取・出資に関する支援
- ② 信用保証制度や制度融資等のご案内
- ③ 外部専門家・関係支援機関のご紹介(弁護士、公認会計士、活性化協議会、REVIC 等)
- ④ 再生計画の策定支援
- ⑤ 国・県の補助制度のご案内 等

※補助金申請等の具体的な相談については、「能登事業者支援センター」で承ります。TEL:0120-262-380

場所:石川県奥能登総合事務所 4階(のと里山空港内)

問い合わせ先

能登産業復興相談センター

住所:石川県七尾市三島町70-1 七尾商工会議所内 302会議室
TEL:0767-58-5008

能登産業復興相談センター奥能登サテライトオフィス

住所:石川県輪島市三井町洲衛10-11-1 能登空港内1階
TEL:0768-23-4707

(受付時間:8:30~17:15 土日、祝祭日、年末年始を除く毎日)

<https://www.meti.go.jp/press/2024/05/20240524001/20240524001.html>

4.(1) 下請取引に係る配慮要請について

経済産業大臣名(他省庁所管の業界については主務大臣との連名)で、業界団体代表者に対し、下請事業者に一方向的に負担を押しつけないことや、今回の地震によって影響を受けた下請事業者が今後事業活動を再開させる場合に、できる限り従来取引関係を継続すること、などについて要請しています。

官 印 省 略
20240110中第2号
令和6年1月11日

関係事業者団体代表者 殿

経済産業大臣 齋藤 健

令和6年能登半島地震の影響を受けている下請中小企業との取引に関する配慮について

令和6年能登半島地震の発生に伴う取引上の影響は、被災地域と取引のある全国の親事業者、下請事業者に広がる可能性があります。

過去の大規模災害発生時においても、下請事業者からは、下請事業者の責任によらない受領拒否、返品、支払遅延等に関する相談や、従来取引先から発注が受けられなくなった等の相談が寄せられたところです。

貴団体におかれましては、経営基盤の弱い中小企業者・小規模事業者に対する取引上の影響を最小限とするため、貴団体所属の親事業者に対して、下記の事項について周知徹底を図るなど適切な措置を講じていただくよう要請いたします。

記

1. 親事業者においては、今回の地震に伴い、下請事業者に一方向的に負担を押しつけることがないようにすること(参考を参照のこと)
2. 親事業者においては、今回の地震によって影響を受けた下請事業者が、事業活動を維持し、又は今後再開させる場合に、できる限り従来取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うよう配慮すること

以上

4.(2) 官公需における配慮要請について

中小企業庁長官名で、各府省や都道府県知事に対し、適正な納期・工期の設定及び迅速な支払や、地域中小企業の適切な評価等について特段の配慮と受注機会を増大させること、などについて要請しています。

※各府省等とは、各府省及び各府省の所管する独立行政法人・国立大学法人等を指します。

参考資料

20240111中庁第3号
令和6年1月11日

各府省等中小企業官公需担当官 殿

中小企業庁長官

令和6年能登半島地震による災害により被災した地域の中小企業・小規模事業者に対する官公需における配慮について（要請）

官公需に関する中小企業・小規模事業者の受注機会の増大につきまして、平素より格段の御配慮を頂き御礼申し上げます。

さて、御承知のとおり、令和6年能登半島地震によって、甚大な被害が発生しました。

政府においては、当該災害について激甚災害指定を行い、被災した中小企業・小規模事業者に対し、災害復旧等に向けた各種金融支援等により、幅広く中小企業支援を講ずることとなりました。

つきましては、貴府省等の官公需の発注に当たっては、被災地域の中小企業・小規模事業者に対し、下記の事項に関する特段の御配慮と、改めて受注機会の増大についてお願い申し上げます。また、本内容に関しては、所管各部署（地方支分部局を含む。）及び独立行政法人等の契約担当窓口に至るまで、周知徹底していただくよう、お願いいたします。

記

1. 官公需相談窓口における相談対応
国等は、官公需相談窓口において、被災地域の中小企業・小規模事業者の相談に適切に対応し、その受注機会の増大に努めるものとする。
2. 適正な納期・工期の設定及び迅速な支払
国等は、被災地域における物件等の発注に当たっては、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう適正な納期・工期の設定に配慮するとともに、支払

については、発注にかかる工事等の完了後（前金払、中間前金払においてはその都度）、速やかに行うよう努めるものとする。

3. 地域中小企業の適切な評価

国等は、被災地域における復旧・復興に伴う役務及び工事等の発注に当たっては、緊急性、迅速性が損なわれないよう配慮しつつ、地域の建設業者等を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる役務及び工事等において適切な地域要件の設定や、地域への精通度等地域企業の適切な評価等に努めるものとする。

4. 適切な予定価格の作成

国等は、被災地域における復旧・復興に伴う役務及び工事等の発注に当たっては、当該地域における需給の状況等を踏まえ、「令和5年度中小企業者による国等の契約の基本方針」（令和5年4月25日閣議決定）の第2「4」（2）に掲げる適切な予定価格を作成するものとする。

以上

5.(1) 失業手当の特例について

激甚災害法の指定地域内の事業所が地震による被害を受け、労働者が休業又は一時離職する場合

休業した方や一時的に離職を余儀なくされた方(雇用予約がある場合も含みます)が、雇用保険の失業手当を受給できる特例措置があります。

- (1) 雇用保険に6ヶ月以上加入している等の要件を満たす方が対象です。
- (2) 災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、お近くのハローワークで手続を行うことができます。

(受給手続に必要な確認書類がない場合でも手続を行うことができます。)

詳細の内容や、お困りのことがあれば、ハローワークや労働局にご相談ください。

<雇用保険失業給付の特例>

次の要件を満たす方には、雇用保険上の失業者と見なして、雇用保険失業給付の支給を受けることができます。

災害救助法の適用を受けている市町村に所在する事業所に雇用される方で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業することになった方や、一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方。

※制度利用にあたっての留意事項

本特別措置制度を利用して、失業給付の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用にあたっては、ご留意をお願いします。

【雇用保険特例措置に関するお問い合わせ先】

＜新潟県＞

労働局・ハローワーク	住所	電話番号
新潟労働局職業安定部 職業安定課	〒950-8625 新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館	025-288-3507
ハローワーク新潟	〒950-8532 新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館1、2階	025-280-8609
ハローワーク長岡	〒940-8609 長岡市千歳1-3-88 長岡地方合同庁舎2階	0258-32-1181
ハローワーク小千谷 (出張所)	〒947-0028 小千谷市城内2-6-5	0258-82-2441
ハローワーク上越	〒943-0803 上越市春日野1-5-22 上越地方合同庁舎内	025-523-6121
ハローワーク妙高 (出張所)	〒944-0048 妙高市下町9-3	0255-73-7611
ハローワーク三条	〒955-0053 三条市北入蔵1-3-10	0256-38-5431
ハローワーク柏崎	〒945-8501 柏崎市田中2-6-23 柏崎地方合同庁舎内	0257-23-2140
ハローワーク新発田	〒957-8506 新発田市日渡9-6 新発田地方合同庁舎内	0254-27-6677
ハローワーク新津	〒956-0864 新潟市秋葉区新津本町4-1-8-8 新津労働総合庁舎内	0250-22-2233
ハローワーク十日町	〒948-0004 十日町市下川原町4-3	025-757-2407
ハローワーク糸魚川	〒941-0067 糸魚川市横町5-9-50	025-552-0333

ハローワーク巻	〒953-0041 新潟市西蒲区巻甲4087	0256-72-3155
ハローワーク南魚沼	〒949-6609 南魚沼市八幡20-1	025-772-3157
ハローワーク小出 (出張所)	〒946-0021 魚沼市佐梨682-2	025-792-8609
ハローワーク佐渡	〒952-0011 佐渡市両津夷269-8	0259-27-2248
ハローワーク村上	〒958-0033 村上市緑町1-6-8	0254-53-4141

<富山県>

労働局・ハローワーク	住所	電話番号
富山労働局職業安定部 職業安定課	〒930-8509 富山市神通本町1丁目5番5号 富山労働総合庁舎	076-432-2782
ハローワーク富山	〒930-0857 富山市奥田新町45	076-431-8609
ハローワーク高岡	〒933-0902 高岡市向野町3丁目43-4	0766-21-1515
ハローワーク魚津	〒937-0801 魚津市新金屋1-12-31 魚津合同庁舎1階	0765-24-0365
ハローワーク砺波	〒939-1363 砺波市太郎丸1-2-5	0763-32-2914
ハローワーク小矢部 (出張所)	〒932-8508 小矢部市綾子5185	0766-67-0310
ハローワーク氷見	〒935-0023 氷見市朝日丘9-17	0766-74-0445
ハローワーク滑川	〒936-0024 滑川市辰野11番地6	076-475-0324

<石川県>

労働局・ハローワーク	住所	電話番号
石川労働局職業安定部 職業安定課	〒920-0024 金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎5階・6階	076-265-4427
ハローワーク金沢	〒920-8609 金沢市鳴和1-18-42	076-253-3030
ハローワーク金沢 津幡分室	〒929-0326 河北郡津幡町字清水ア66-4	076-289-2530
ハローワーク小松	〒923-8609 小松市日の出町1丁目120番地 小松日の出合同庁舎2階	0761-24-8609
ハローワーク白山	〒924-0871 白山市西新町235	076-275-8533
ハローワーク七尾	〒926-8609 七尾市小島町西部2 七尾地方合同庁舎1階	0767-52-3255
ハローワーク羽咋 (出張所)	〒925-8609 羽咋市南中央町キ105-6	0767-22-1241
ハローワーク加賀	〒922-8609 加賀市大聖寺菅生イ78-3	0761-72-8609
ハローワーク輪島	〒928-8609 輪島市鳳至町畠田99-3 輪島地方合同庁舎1階	0768-22-0325
ハローワーク能登 (出張所)	〒927-0435 鳳珠郡能登町字宇出津新港3-2 -2	0768-62-1242

<福井県>

労働局・ハローワーク	住所	電話番号
福井労働局職業安定部 職業安定課	〒910-8559 福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎	0776-26-8609
ハローワーク福井	〒910-8509 福井市開発1丁目121-1	0776-52-8150
ハローワーク武生	〒915-0071 越前市府中1丁目11-2 平和堂アル・プラザ武生4F	0778-22-4078
ハローワーク大野	〒912-0087 大野市城町8-5	0779-66-2408
ハローワーク三国	〒913-0041 坂井市三国町覚善69-1	0776-81-3262
ハローワーク敦賀	〒914-8609 敦賀市鉄輪町1丁目7-3 敦賀駅前合同庁舎1F	0770-22-4220
ハローワーク小浜	〒917-8544 小浜市後瀬町7-10 小浜地方合同庁舎1F	0770-52-1260

5.(2) 雇用調整助成金の特例(能登半島地震)

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金の一部を助成する制度です。

今回の能登半島地震の発生に伴い、以下の特例措置を実施しています。

【特例措置の内容】 (地震に伴う経済上の理由により休業、教育訓練(以下「休業等」)又は出向を行う事業主が対象です。)

具体的には、休業等又は出向の初日が令和6年1月1日から令和6年6月30日までの間にある場合、以下の措置を講じます。

①生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮します。

通常、販売量、売上高等の事業活動を示す生産指標の最近3か月間の月平均値が、前年同期と比べ 10%以上減少している事業所であることを必要としていますが、この比較期間を最近1か月とします。

②最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とします。

通常、雇用保険被保険者及び受け入れている派遣労働者の雇用量を示す雇用指標の最近3か月の平均値が、前年同期比で一定程度増加している場合は助成対象となりませんが、その要件を撤廃します。

③地震発生時に事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象とします。

通常、生産指標を前年同期と比較するため、雇用保険適用事業所設置後1年未満の事業主は対象となりませんが、本特例においては、令和6年1月1日時点において事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象とします。

この場合、生産指標は地震発生前の指標と比較します。

④計画届の事後提出を可能とします。

通常、助成対象なる休業等又は出向を行うに当たり、事前に計画届の提出が必要ですが、計画届の提出日が令和6年3月31日までの間である場合は、計画届を事前に提出したものとみなします。これにより、令和6年1月1日以降に開始された休業等や出向についても遡及して助成対象となります。

⑤過去に雇用調整助成金を受給していた事業主に対する受給制限を廃止します。

過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主であっても、以下のとおりの取扱いとします。

- ① 通常、支給日数は3年間で通算150日までのところ、今回の特例の対象となった休業等については、この制限は適用しません。
- ② 前回の対象期間の満了日の翌日から1年を経過していなくても助成対象とします。

⑥雇用保険被保険者期間が6か月未満の労働者についても助成対象とします。

新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象とします。

【以下は新潟、富山、石川、福井の各県内の事業所が対象】

⑦助成率を引き上げます。

休業等又は出向を実施した場合の助成率を、大企業については1/2から2/3へ、中小企業については2/3から4/5へ引き上げます。

⑧休業等規模要件を緩和します。

対象労働者の所定労働日数に対する休業等の延日数の割合(休業等規模要件)について、大企業1/15 以上、中小企業1/20 以上としていましたが、これを大企業1/30 以上、中小企業1/40 以上に緩和します。

⑨支給日数を「1年間で 100 日」から「1年間で 300 日」に延長します。

⑩残業相殺制度を撤廃します。

通常、支給対象となる休業等から所定外労働の時間を相殺して支給することとしていますが、これを撤廃します。

【地震に伴う「経済上の理由とは」】

地震による直接的な被害その者は経済上の理由に当たりませんが、災害に伴う以下のような経営環境の悪化については経済上の理由に当たり、それによって事業活動が縮小して休業等を行った場合は助成対象となります。

（経済上の理由例）

- 取引先の地震被害のため、原材料や商品等の取引ができない
- 交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない
- 電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない
- 風評被害により、観光客が減少した
- 施設、設備等の修理業者の手配や修理部品の調達が困難で、早期の修復が不可能

【その他の支給要件】

その他、雇用保険の適用事業所であること等の支給要件があります。詳細については厚生労働省ホームページをご確認いただくとともに、ご不明点は以下のコールセンターや都道府県労働局・ハローワークまでお問い合わせください。



厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_20200515.html

お問い合わせ先

雇用調整助成金コールセンター 0120-603-999 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む
石川労働局 職業安定部職業対策課（雇用調整助成金特別相談窓口） 076-265-4428
新潟労働局 新潟労働局職業対策課助成金センター 025-278-7181
富山労働局 富山労働局助成金センター 076-432-9162
福井労働局 福井労働局職業安定部助成金センター 0776-22-2683

その他の都道府県労働局・ハローワークについては以下をご確認ください

都道府県労働局 <https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>
ハローワーク <https://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

6. 公費解体制度

令和6年能登半島地震により損壊した家屋等に対する支援策として、市町村が所有者に代わって、当該物件の解体・撤去を行う公費解体制度がございます。

本制度では、中小企業者が所有する建物（設備機器、残置物は対象外）も補助対象となります。

①公費解体の対象となる方

発災日（令和6年1月1日）時点において、被災家屋等を所有している方。

なお、補助対象には、中小企業基本法第2条第1項における中小企業者も含まれます。

②対象となる解体・撤去物（法人の場合）

市町村が認定調査を行い、「半壊」以上かつ生活環境保全上解体・撤去が必要と認める、中小企業又は公益法人等の事業所等とその基礎

※アパート、貸家、事務所、工場、倉庫、店舗等。なお、中小企業者が所有する建物内にある残置物や設備機器は、原則として補助対象にはなりません。

③事業者の費用負担

補助対象となるものについては、事業者の費用負担は、発生いたしません。

④問い合わせ先

被災した建物が所在する市町村

7.(1) 国税の申告・納付期限の延長等について

(1) 国税に関する申告・納付等の期限の延長

現在、石川県の一部地域（輪島市、珠洲市、穴水町、能登町）に納税地のある方については、令和6年1月1日以降に到来する国税の申告・納付等の期限が、全ての税目について、自動的に延長されています。上記石川県の一部地域以外に納税地がある方であっても、この度の地震により被災され、申告・納付等を行うことができない場合には、所轄の税務署に対して申請することにより、申告・納付等の期限の延長を受けることができます。

なお、この申請は、当初の期限を超過し、状況が落ち着いた後、申告・納付等と同時に行うことも可能です。

(2) 所得税及び復興特別所得税の全部または一部を軽減

災害により住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で所得税法に定める雑損控除の方法、災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、「所得税及び復興特別所得税の全部または一部を軽減」できる場合があります（※）。

また、給与等、公的年金等、報酬等から徴収される（又は徴収された）源泉所得税の徴収猶予や還付を受けられる場合があります。

※ 令和6年2月21日に能登税特法（令和6年法律第1号）が成立・施行され、今般の災害により、住宅・家財等や事業用資産等に生じた損失の金額について、令和5年分所得税の確定申告等において雑損控除の特例等が適用できることとなりました。

(3) 納税の猶予

災害により財産に相当な損失を受けた場合には、所轄税務署長に申請しその承認を受けることにより、納税の猶予を受けられます。

税に関するその他の情報について

上記の災害にあった場合の税制上の措置以外にも、①災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額の還付などの法人税の特例、②消費税の届出等に関する特例、③相続税・贈与税の免除又は軽減などがありますので、詳しくは国税庁ホームページの「令和6年能登半島地震に関するお知らせ」をご覧ください。

(URL : <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/r6/noto/index.htm>)



お問い合わせ先

国税に関する申告・納税等の期限の延長措置等について、お知りになりたいことがありましたら、電話相談センターをご利用ください。

国税相談専用ダイヤル0570-00-5901（ナビダイヤル）におかけいただくと、電話相談センターにつながります（ナビダイヤルにつながらない場合は、所轄の税務署におかけいただき、自動音声にしたがって番号「1」を選択してください。）。

なお、具体的に書類や事実関係を確認する必要がある場合など、電話での回答が困難な相談については、所轄の税務署へご相談ください。

7.(2) 地方税の減免措置等

1月9日付けで、総務省から各都道府県に対して「令和6年能登半島地震による被災者に対する減免措置等について(詳細は、下記 URL 参照)」が通知されております。

各都道府県・市区町村の対応につきましては、各自治体の税務担当の部署や事務所にお問い合わせ下さい。

※ 令和6年2月21日に地方税法の一部を改正する法律(令和6年法律第2号)が成立・施行され、今般の災害により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、令和6年度分の個人住民税(令和5年分所得)において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができることとなりました。

【総務省HP】

(通知について)

https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000541.html

(法律等について)

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran04.html

(参考) 令和6年能登半島地震による災害により災害救助法施行令第1条第1項各号のいずれかに該当する被害が発生した市町村

令和6年12月1日時点

■新潟県(14市町)

:新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、南魚沼市、三島郡出雲崎町

■富山県(13市町村)

:富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、中新川郡舟橋村、中新川郡上市町、中新川郡立山町、下新川郡朝日町

■石川県(17市町)

:金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町

■福井県(3市) :福井市、あわら市、坂井市

【4県47市町村】

(参考) 中小企業信用保険法第二条第五項第四号の規定に基づき指定された災害及び地域(セーフティネット保証4号)

■災害名

令和六年能登半島地震

■指定地域

上記、災害救助法施行令第1条第1項各号のいずれかに該当する被害が発生した石川県の市町に加え、富山県高岡市、氷見市の2県19市町